

# 報 道 資 料

平成28年8月19日  
総務部人事課  
0742-34-4821  
(ダイヤルイン)

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

### 記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美工場主任  技能職員  奥川 成敏	57	H28.8.19	免職	①本市職員等と共謀し、環境清美センターにおいて保管していた本市管理のアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したため  ②市内給油所において、公用車用の給油伝票により購入したガソリンを着服して横領したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美工場主任  技能職員  八木橋 政人	54	H28.8.19	免職	本市職員等と共謀し、環境清美センターにおいて保管していた本市管理のアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号